

新旧対照表（基本約款）

基本約款 旧	基本約款 新	備 考
<p data-bbox="587 667 804 724">基本約款</p> <p data-bbox="433 1373 961 1430">2019年10月1日</p> <p data-bbox="314 1623 1080 1680">びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p data-bbox="1733 667 1949 724">基本約款</p> <p data-bbox="1596 1373 2089 1430"><u>2021年4月1日</u></p> <p data-bbox="1460 1623 2226 1680">びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p data-bbox="2445 1381 2504 1413">変更</p>

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 本約款の実施に伴う切替え措置

(1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、本約款の変更前の基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および現行の個別約款の変更前の個別約款（以下「旧個別約款」といいます。なお、現行の個別約款を以下「新個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。

(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。

(算式)

料金^(※1) = (イ) 消費税率を8パーセントとして算定した料金^(※2) × α + 消費税率を10パーセントとして算定した料金^(※3) × (1-α)

※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。

※2 (イ)の基本料金および調整単位料金の算定にかかり基準単位料金については旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。

※3 (ロ)の基本料金および調整単位料金の算定にかかり基準単位料金については新個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。

(備考)

α = 前回確定日^(*)の翌日から起算して2019年10月31日までの期間の月数^(**) / 前回確定日^(*)の翌日から起算して2019年10月1日以後最初の支払義務発生までの期間の月数^(**)

* 前回確定日とは、2019年9月30日以前の支払義務発生日のうち最後のもの（支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日）をいいます。

** 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは1月といたします。

(別表第1)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

V = (V1 × (100 - A)) / 100

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2021年4月1日から実施いたします。

~~2. 本約款の実施に伴う切替え措置~~

~~(1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、本約款の変更前の基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および現行の個別約款の変更前の個別約款（以下「旧個別約款」といいます。なお、現行の個別約款を以下「新個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。~~

~~(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。~~

~~(算式)~~

~~料金^(※1) = (イ) 消費税率を8パーセントとして算定した料金^(※2) × α + 消費税率を10パーセントとして算定した料金^(※3) × (1-α)~~

~~※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。~~

~~※2 (イ)の基本料金および調整単位料金の算定にかかり基準単位料金については旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。~~

~~※3 (ロ)の基本料金および調整単位料金の算定にかかり基準単位料金については新個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。~~

~~(備考)~~

~~α = 前回確定日^(*)の翌日から起算して2019年10月31日までの期間の月数^(**) / 前回確定日^(*)の翌日から起算して2019年10月1日以後最初の支払義務発生までの期間の月数^(**)~~

~~* 前回確定日とは、2019年9月30日以前の支払義務発生日のうち最後のもの（支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日）をいいます。~~

~~** 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは1月といたします。~~

(別表第1)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

V = (V1 × (100 - A)) / 100

変更

前回改定時の消費税切替え措置を削除

100

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

Vは、14(9)の規定により算定する使用量

V1は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる遅動又は遅動の割合

（パーセント）

（別表第2）

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 1}$$

（備考）

Vは、14(12)の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V1は、ガスメーターの検針量

（別表第3）

調整単位料金の適用基準

調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

100

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

Vは、14(9)の規定により算定する使用量

V1は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる遅動又は遅動の割合

（パーセント）

（別表第2）

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 2}$$

（備考）

Vは、14(12)の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V1は、ガスメーターの検針量

（別表第3）

調整単位料金の適用基準

調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

託送約款の改定に合わせて変更